

令和6年度

1月定例教育委員会

会 議 録

(公 開)

令和7年1月16日

1 開 会 14時00分

教育長から、「議題第30号」については、後日公表されるものであることから、「臨時代理報告第9号」については、個人情報を含むものであることから、非公開での審議が適当である旨の提案がなされ、出席者全員で異議なく決定した。

2 前回の会議録の承認

教育長から、令和6年度12月定例教育委員会の公開部分の会議録の承認について諮られ出席者全員で異議なく承認した。

3 報 告

◎ 報告① 教職員の懲戒処分に係る基準の一部改正について

教職員課長

(資料に沿って説明)
説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見、御質問等ありませんか。

松山郁子委員

法律の改正に伴い、不十分だったところが明確になったということはよいと思うのですが、改正後における、性的言動を行った者に対する処分の内容が、裁量の範囲で免職から戒告まで拡張されている印象があります。改正前であれば、わいせつな言動の繰り返しがあれば免職のみであったので、わいせつ性があれば厳しい処分があるということを保護者側からすると期待できました。この点の変更が解釈によっては、ゆるやかになるのではないかという心配があります。その点については、どのように運用されていくのですか。

教職員課長

委員が御指摘の点についてはこれまで議論を重ねてまいりました。その中で、改正前のわいせつな言動等の繰り返しは免職のみでしたが、今回の改正でも、わいせつな言動等の繰り返しとなった場合は、児童生徒性暴力等となり一発で免職となります。免職に至らないものについては、例えば「※3」に示している、「かわいい」や「きれいだね」といった恋愛感情の表現を繰り返し行った者等については、改正前では「不適切な指導」として議論しておりました

が、今回は、性暴力につながり得る不適切な行為として処分等を判断することとしました。

松山郁子委員

わいせつかどうか、また性的なものかどうかという判断は難しいところがあると思いますので、受け取った側が性的羞恥心を傷つけられたり、煽られたりするものであれば、わいせつであると捉える前提で、学校という特殊な環境でもありますので、恋愛感情の表現というよりも、わいせつかどうかという一般的な評価を重視して、判断していってもらえるとありがたいと思います。

教職員課長

御指摘いただいたことは、国の指針に示されているところであり、また、被害者に寄り添い、事実を精査し、処分基準に添って吟味していきたいと思っております。

木村委員

改正後では、免職から戒告までの処分の範囲があるということは、説明を聞いて分かりました。改正後の表の下から2段目と1段目にある、特定の児童生徒とのSNS等のやりとり、または自動車に乗せたり、1対1で会ったりするという状況については、わいせつなものなのか、または性的なものなのかどうか判断することは難しいと思います。改正後は処分で明記しているのが、減給と戒告のみであり、また、改正前は相手を精神疾患に罹患させるといった記載がありますが、改正後は記載がないということもあり、処分がもたらすと軽くなるものではないかと感じてしまいます。

教職員課長

今回、児童生徒性暴力等の定義が改めて整理されました。例えば、児童生徒に対して性的羞恥心を害する言動や心身に有害な影響を与えるものについては、全て児童生徒性暴力等に当たるということとなります。つまり、SNS等のやりとり自体も性暴力につながり得る行為の対象となります。他県によっては、この項目が入っていない場合もありますが、本県では、互いの恋愛感情があったとしても、これはやってはいけないこととして標準例に示し、処分の内容としてはこれまでよりも厳しいものになっております。

なお、令和5年4月1日の通知においては、私的なメールのやりとりはしてはいけない、メールを行う際は、校長の許可を得て、学校のアカウントまたは、複数の職員が確認できるアカウントを使うと

しており、今回のこの通知についても、処分内容に入れ込んだということになります。

木村委員

昨年度の報道によると、児童生徒に対する性暴力等に関する懲戒処分を受けた教職員数が過去最多となったとありました。様々な対策を行っても何の抑止力にもなっていないのではないかと感じられ、児童生徒を送り出す側の保護者としては心配な面があります。今回の改正で、未然防止につながることを願っております。

教職員課長

委員の御指摘のとおり、懲戒処分については、未然防止及び今後の抑止力につなげていくものでもあります。各学校に通知する際に、どのように一人一人の教職員に届けられるようにするのか、また、どのような職員にターゲットを絞って届けるのかといったことをしっかり考えていきたいと思っております。

教育長

改正前は、免職に当たるものが4箇所あり、戒告はありません。改正後は、免職に当たるものが2箇所に減り、戒告が新たに加わっているように見えますが、実は細分化して厳しく措置できるようになったものであります。一見すると誤解を生じやすいと思っておりますので、これまでは戒告にならなかったものも戒告になるといったように、現場にも分かるようにしっかりと伝えてほしいと思っております。

教職員課長

誤解が生じてしまったら今回改正した意味がありませんので、しっかりと伝えていきたいと思っております。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件に関しましては、これで終わります。

4 その他

- ◎ その他① 令和6年度宮崎県及び全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について

スポーツ振興課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見、御質問等ありませんか。

柳委員

昨年度と比べて、結果が上がっており、よい傾向であると思います。これまでスクールスポーツプランを作成してきていますが、子どもたちの実態に応じた対策を考えられていると思います。特に、こういったことに注意して作成してもらったか教えてください。

スポーツ振興課長

これまでは、体力向上に関する計画を細かな部分まで作成してもらっていましたが、昨年度よりスクールスポーツプランということで、シンプルな内容に変えております。各校種により状況が異なりますが、小学校であれば、体育科の授業に加えて業間の活動や姿勢に関する指導を含めていたり、中学校や高校であれば、教科を離れて学校全体としての取組が難しい面がありますので、部活動や地域のスポーツ活動と連動させながら学校としての体力向上につなげたりするなど、体育科が中心となりプランを作成しております。

プランの作成は2年目となりましたが、好事例を示しながら、県全体に体力向上の取組が広がるように努めております。

柳委員

シンプルな内容になったということで、学校にとってもありがたいと思います。学校それぞれの特色が表れると思います。調査結果を学校にどのように伝えていくのかということが課題になると思いますので、結果を生かして、今後の取組につなげていてもらいたいと思います。

松山竜也委員

全体的に全国平均を上回る結果が出たということはすばらしいことだと思います。これは、従来の体力向上プランを見直し、各学校で簡素化して作成し、重点的に取り組まれたスクールスポーツプランが結果につながっていると思います。

また、今回提供いただいた資料も、前年度との平均値の比較だけではなく、数値で表すことのできる測定項目での総合評価の段階と

運動に関する状況をクロス集計してくださっているので、大変見やすく分かりやすいです。

一方で、具体的な数字で表すことのできる測定項目以外で、「児童生徒の運動の実施状況に関する項目」の中の、朝食の摂取状況や睡眠時間など、全国との比較というよりも県内の児童生徒の状況が大変気になります。体力向上の意味だけではなく、生活習慣の現状把握の参考にさせていただきたいと思いますので、機会があれば拝見させてください。

スポーツ振興課長

生活習慣と運動の関係についてもしっかりと分析を行った上で、その結果を委員の皆様や各学校にお伝えし、児童生徒の生活習慣が改善していく方策を考えていきたいと思います。

松山竜也委員

今後とも児童生徒の体力向上に向けて、これまでの取組の更なる改善、また充実を図り、本県の児童生徒が運動やスポーツを通じて、生涯にわたって豊かな生活を実現できるための基礎づくりだと思いますので、丁寧に進めていただきたいと思います。

木村委員

このような測定結果は経年分析していかなければならないと思いますが、こういった数値は、コロナ禍前の状況に戻ってきていると捉えてよいのでしょうか。

スポーツ振興課長

以前は、本県も非常に測定結果がよかった時期がありましたが、その後、結果が思わしくない時期もありました。コロナ禍になり、全国的に結果が落ち込みましたが、現在は、コロナ禍前の水準に回復し、さらに今年度に至っては、本県は過去のよかった時期に戻りつつあります。

柳委員

外遊びの時間帯と体力テストの結果について、子どもたちの体力向上は昼休みの遊びも大きく関わってくると思います。現在、小学校では昼休みの時間が短くなっている学校もあり、遊ぶ時間が短くなると、子どもたちの体力も身に付かないのではないかと、また体を動かすことで気持ちをよくする機会がなくなり、心の面で影響が出てくるのではないかと心配しております。

コロナ禍において変わった部分もありますが、本来、宮崎県が継続してきた昼休みの在り方において、昼休み時間が短くなると、体力にも影響があるかもしれないということを気に留めておいてほしいと思います。

スポーツ振興課長

各市町村立の学校においても、様々な理由で昼休み時間を短くしている部分はあると思います。そういった中で、昼休み時間は体力向上につながる重要な時間であるということを各市町村にも提案及び情報提供を行い、よい方向に改善していけるようにしていきたいと思います。

森山委員

運動能力の調査結果について、何を行ったから結果がよくなったのかという因果関係を明確にしてほしいと思います。そうすれば、本県のより一層の体力向上につながると思います。

スポーツ振興課長

こういった面を評価していけばよいのかといったことは、県体力向上対策会議委員の皆様にも分析していただき、次年度につながる取組にしていきたいと思います。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件に関しましては、これで終わります。

◎ その他② 宮崎県山之口陸上競技場ネーミングライツ・スポンサー企業の決定について

スポーツ振興課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見、御質問等ありませんか。

松山郁子委員

元々あった投てき練習場や体育館等の施設は、ネーミングライツとはどういう関係になるのでしょうか。

スポーツ振興課長

県の所管として投てき練習場がありまして、体育館は都城市の所管となります。これについては、霧島酒造が命名しなくてもよいとのことでしたので、今後、投てき練習場や体育館は呼び名を変えないということになりました。

松山郁子委員

親しみやすいネーミングをいただいたと思いますので、地域に浸透して行ってほしいと思います。既存の施設も含めて、国スポに向けて盛り上がって行ってほしいと思います。

木村委員

霧島酒造以外の応募はなかったのでしょうか。また、ネーミングライセンス料及び契約期間が妥当なのか教えてください。

スポーツ振興課長

霧島酒造1社だけの応募でした。これについても、しっかりと審査を行わせていただきました。ネーミングライセンス料及び契約期間についても、修繕や管理等に生かしていく費用を鑑み、また他県の状況を参考にした上で、この金額で妥当だということになりました。

松山竜也委員

都城市所管の運動競技場も含めて、全体で「霧島酒造スポーツランド都城」という名称になるということでしょうか。その一部の競技場が「クロキリスタジアム」や「アカキリフィールド」になるという捉えでよいでしょうか。

スポーツ振興課長

そのとおりでございます。

教育長

運動公園全体のネーミングについては、霧島連山を象ったロゴを付けて「霧島酒造スポーツランド都城」としております。運動公園の一部である、それぞれの所管施設に応じて、県の山之口陸上競技場を「クロキリスタジアム」、都城市の補助競技場を「アカキリフィールド」という名称を付けております。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件に関しましては、これで終わります。

他に何かありますか。

◎ 次回会議の日程等について

教育長

それでは、次回定例会は、令和7年2月13日、木曜日、14時からとなっておりますのでよろしくお願いいたします。

これより後、会議冒頭の決議により非公開とします。
傍聴者の方は、御退席をお願いします。

暫時休憩とします。

(14:47終了)